

一般社団法人 乳腺病理・研究診断支援グループ
定 款

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 乳腺病理・研究診断支援グループとし、英文では、Breast Pathology Study and Diagnostic Support Group (略称：BP SDS Group) と称する。

(目的)

第2条 当法人は、乳腺診療について高度な専門知識を有する専門家の総合的な支援により、安心、円満かつ円滑な乳腺病理診断の遂行の実現及び乳腺病理に関わる研究を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- ① 乳腺診療に特化した病理診断の研究及び開発を支援する事業
- ② 乳腺の病理検査診断における精度・質の維持とその普及を支援する事業
- ③ テレパソロジー、バーチャルマイクロスコープ、コンピュータ及び国内外のネットワークを利用した乳腺及びその他の臓器の病理診断を支援する事業
- ④ 乳腺の遠隔病理診断に対するコンサルタント事業
- ⑤ 画像と病理、病理と遺伝子、画像と遺伝子のデータを共有したシステムを構築し、臨床や教育に寄与する事業
- ⑥ 乳腺の病理診断の普及を図る講演会、研究会の開催支援、運営支援事業
- ⑦ 関連学会、行政、その他の関連諸団体との情報交換や協力
- ⑧ その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、東京都世田谷区に主たる事務所を置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第2章 社員

(会員の資格の取得)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

3 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

① 正会員 当法人の目的に賛同し、当法人の社員として入会した者

② 一般会員 当法人の目的に賛同し、当法人が開催するイベント等に参加するために入会した者

③ 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を支援するために入会した者

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失し、正会員は社員たる地位を失う。

① 退会したとき。

② 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

③ 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

- ④ 6か月以上会費を滞納したとき。
- ⑤ 除名されたとき。
- ⑥ 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、出席した正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- ① 会員の除名
- ② 理事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散
- ⑤ その他法令で定めた事項

(議決権)

第13条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第16条 当法人に、理事1名以上を置く。

2 理事の内1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、第12条第2項の手続により、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当法

人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第23条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第24条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第25条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から、平成27年3月31日までとする。